



FAX送信先 長野県サッカー協会 事務局 0263-50-8383

休 止 申 請 書

申請日 年 月 日

(一社) 長野県サッカー協会 御中

このたび、下記の理由により審判登録を休止いたします。

審判員氏名													
生年月日	年 月 日												
JFAID	J F A												
認定資格	サッカー 級						フットサル 級						
審判登録番号	R												
最終更新講習会 受講日	年 月 日						年 月 日						
休止理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>												
休止期間	年 月 日 から						年 月 日 まで						

審判員 → (一社) 長野県サッカー協会

- ※1 この申請は、別紙『審判の「登録休止」について』に該当する審判員の方のみが対象となります。
- ※2 申請書送付前に、必ずWeb登録データで現住所などを確認してください。

審判の「登録休止」について

■「登録休止」とは

- ①「登録休止」を申請できる審判は、「長期に海外の勤務をする為に、日本での審判活動ができない者」や「長期に病気治療などの為に審判活動ができない者」である。
- ②「登録休止」とは、審判としての次年度の「登録を休止」することである。

■「登録休止」をすると

- ①「登録休止」の申請がFAによって認められた審判は、次年度の登録をする為の「講習の受講」及び「更新の手続き」を免除される。
- ②「登録休止」の申請がFAによって認められた審判は、年度が変わる時に審判の「登録が休止」となる。

(例：2011年度の「登録審判」で2012年度の「登録を休止」する者の登録は、2012年3月31日まで審判として登録され、2012年4月1日より審判の登録が「休止」となる)

■「登録休止からの復活」をするには

- ①審判の登録を「休止」している審判が「登録休止からの復活」をするには、認定FAの「審査」を受けなければならない。
- ②「審査」によって「登録休止からの復活」を認められた審判の登録は、認定FAが「登録」を認めた日から復活となる。

■1年度内で一時的に審判の活動ができない場合（海外出張や風邪などによる体調不良）は、審判の「登録休止」にはあらず、「活動の一時的休止」にあたるので所属FAに連絡するのみとする。

■長野県サッカー協会では、毎年3月中旬が申込期限となります。詳しくは、事務局までお問い合わせください。(Tel 0263-50-8330)

■FAX送信先 一社) 長野県サッカー協会 事務局 0263-50-8383

■問い合わせ先

一社) 長野県サッカー協会 審判委員会
〒390-1131
長野県松本市今井7037-1
Tel : 0263-50-8330 / FAX : 0263-50-8383
Mail : referee@nagano-fa.or.jp